

第3次市川三郷町地域福祉活動計画（素案）

令和7年度～令和11年度

社会福祉法人 市川三郷町社会福祉協議会

目 次

はじめに

第1章 地域福祉活動計画の基本的な考え方	1
1. 地域福祉活動計画の趣旨	1
2. 地域福祉活動計画の目的・位置づけ	1
3. 地域福祉活動計画の期間、進捗状況評価及び中間見直し	1
4. 地域福祉活動計画の策定体制	2
5. 地域福祉活動計画の理念	2
6. 地域福祉活動計画策定の経過	3
第2章 市川三郷町の地域課題	4
1. 私たちが暮らしている地域	4
2. 私たちが暮らしている地域の現状	5
3. 私たちが暮らしている地域の課題（町全体の取り組み目標）	8
第3章 市川三郷町の課題解決を目指して（具体的な活動計画）	16
1. 活動計画の体系図	17
2. 市川三郷町の地域課題と各課題解決に向けた事業	18
3. 市川三郷町社協の各事業内容と実施計画	20
第4章 地域福祉活動計画推進体制	59

第1章 地域福祉活動計画の基本的な考え方

1. 地域福祉活動計画の趣旨

少子高齢化や核家族化の進展、価値観や生活習慣そして地域社会の変容などにより、地域のつながりや支え合いが希薄化し、日々の暮らしの中で様々な生活課題が生じています。

こうした状況の中、公的な福祉サービスの充実はもちろんのこと、住民自身が地域の生活課題を共有し、その解決に向けて話し合い、主体的な参加によって支え合う地域福祉活動の推進が重要になっていきます。

「地域福祉活動計画」は、地域社会にある日常生活の課題を解決することを目的として、これまでの住民の地域福祉活動の経験を活かしながら地域福祉を一層向上するための指針となるものです。地域福祉の中核団体である社会福祉協議会が地域住民や関係者と役割分担を図りながら目指す目標や具体的で実践的な行動指針を示すものとして策定しました。

2. 地域福祉活動計画の目的・位置づけ

「地域福祉活動計画」は、市川三郷町に暮らす私たち誰もが、より暮らしやすい「地域社会」を住民自身の手で作り上げていくための計画です。そして、地域福祉活動計画は作ることが最終目的ではなく、様々な立場の住民の声を聞く機会を持つ中から、浮かび上がってきた地域社会の課題を解決するために、具体的な行動を私たち住民が起こしていくことを目的としています。

市川三郷町は、社会福祉法に基づき令和7年4月に「第4次市川三郷町地域福祉計画」を策定しました。「地域福祉計画」は行政計画として地域福祉推進の在り方を示す計画であり、「地域福祉活動計画」は、地域福祉活動を推進するために、多様な民間組織や関係機関の協力のもと「安心・安全に暮らせるまちづくり」を進める計画であるところに独自性があります。

3. 地域福祉活動計画の期間、進捗状況評価及び中間見直し

計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5カ年とします。計画策定後は、進捗状況評価委員会を組織し、毎年度進捗状況評価の報告を行います。また、計画の中間年である令和9年度には計画の中間見直しを行います。

4. 地域福祉活動計画の策定体制

策定にあたっては、福祉・保健・医療・教育関係者、学識経験者などの21名の方で構成する策定委員会を設置しました。

策定委員会では、多くの市川三郷町民の皆さんの参加によって地域福祉活動計画を作るために必要な地域の情報を集め分析し、具体的な事業計画を検討しました。町民の皆様へのアンケート調査及び団体・グループへのアンケート調査の実施、そして、三珠・市川・六郷の3地区による地区懇談会を開催し、各地区や団体で困っていることは何か、よりよい地域づくりを目指すにはどのような事業展開をしていく必要があるのか、地域のよいところはどのようなところか、といった情報をもとに地域課題を明らかにしました。そして、町全体及び地区ごとの問題点を集約し、計画にどのような形で盛り込めばいいのか話し合いを進めてきました。

町民の皆様の力をお借りすることで、市川三郷町をより暮らしやすい町にするための計画を策定することを目指しました。

5. 地域福祉活動計画の理念

市川三郷町では、令和7年から新たなまちづくりの指針として「市川三郷町第3次総合計画」が策定されました。これは、地域福祉計画の上位計画となる計画であり、社会・地域・行政の新たな課題に向き合い、今後の市川三郷町の将来を創り上げる基本的な方策を明らかにするものです。

市川三郷町地域福祉活動計画は、「市川三郷町第3次総合計画」「市川三郷町第4次地域福祉計画」の基本方針も踏まえ、地域で共に生きていくために、地域のつながり、支え合いを育み住民や関係機関と協働し、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

6. 地域福祉活動計画策定の経過

第1回策定委員会 (R6.6.6)

- ・今後の進め方・スケジュールの説明について



住民アンケート調査の実施 (R6.8)

○1500通発送

○令和6年8月16日：回 答 710通（回収率47.3%）

三珠地区…175通 市川地区…410通 六郷地区…110通

各種団体アンケート調査実施 (R6.8)

○ボランティア団体・グループ、NPO、各種団体

59通発送 回答 40通（回収率67.7%）

第2回策定委員会 (R6.10.3)

- ・経過報告・現状把握、課題整理の集約
- ・今後のスケジュール



第3回策定委員会 (R6.12.17)

- ・経過報告 ・計画素案について
- ・今後のスケジュール



第4回策定委員会 (R7.2.)

- ・計画策定について



理事会・評議員会 (R7.3.)

- ・「地域福祉活動計画」提案



*活動計画書の発行 (R7.5)

*ダイジェスト版の発行

町民へ配布・関係者へ配布 (R7.6)

計画の推進

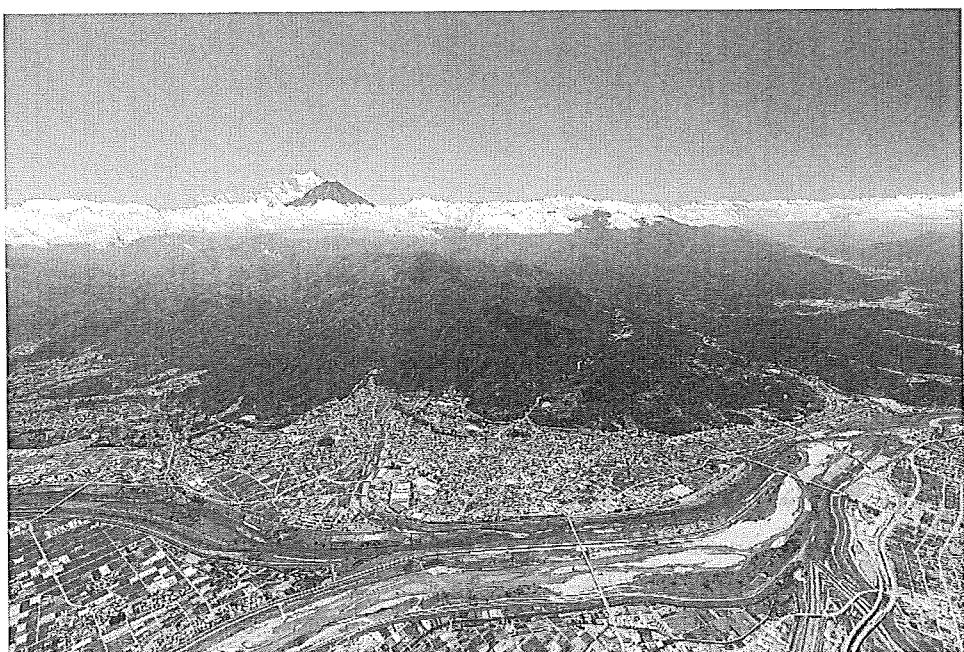
第2章 市川三郷町の地域課題

1. 私たちが暮らしている地域

市川三郷町は甲府盆地の最南端に位置し、曾根丘陵及び丘陵性山地と富士川に囲まれた平坦地と中山間地が広がっている地形となっています。県庁所在地である甲府市からは15km、東京都心へはおおむね120kmの距離にあります。総面積は、75.07km²で、森林の割合が最も高く64.2%を占めています。

歴史は古く、縄文弥生時代の文化遺産が多数出土し、平安時代には、市河荘、岩間荘といった荘園がおかげで大集落が営まれました。江戸時代には、岩間陣屋や市川陣屋がおかげ、河内、巨摩・八代郡を支配する行政の中心地でもありました。

平成17年10月1日に三珠町、市川大門町、六郷町が合併し、市川三郷町が誕生しました。豊かな自然に恵まれ、四尾連湖や芦川渓谷をはじめ四季折々の自然を楽しめる名所があります。また、枯露柿やキウイフルーツ、葡萄、甘々娘(トウモロコシ)や大塚人参などの特産品に加え、花火、和紙、印章などの地場産業も活発な地域です。



2. 私たちが暮らしている地域の現状

(1) 人口と世帯数

(単位:人・世帯)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人口	15,604	15,407	15,095	14,589	14,570
男	7,619	7,527	7,377	7,257	7,113
女	7,985	7,880	7,718	7,602	7,457
世帯数	6,666	6,683	6,640	6,625	6,571

各年4月1日現在

(2) 高齢者数の推移

(単位:人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
高齢者数 (65歳以上)	5,816	5,857	5,817	5,757	5,692
	37.3%	38.0%	38.5%	39.5%	39.1%

各年3月31日現在

(3) 出生者数と子どもの数

(単位:人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
出生者数 (4/1~3/31)	87	69	59	45	
	0.6%	0.4%	0.4%	0.3%	0.0%
子どもの数 (0~19歳)	2,243	2,201	2,131	2,073	1,974
	14.4%	14.3%	14.1%	14.2%	13.5%

各年3月31日現在

(4) 障害者手帳保持者

※聴覚障害と視覚障害は、身体障害者手帳所持者数に含まれています。 (単位:人)

手帳種別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
身体障害者 手 帳	839	808	774	738	714
聴覚障害	88	86	79	78	77
視覚障害	54	57	53	54	51
療育手帳	129	138	135	139	140
精神保健福祉 手 帳	187	191	188	184	178

各年3月31日現在

(5)生活保護(世帯数)

(単位:世帯)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
生活保護 (世帯数)	48	46	46	53	54

各年とも4月1日現在

(6)要介護(支援)認定者数

(単位:人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
要介護(支援) 認定者数	921	961	947	931	954
	5.9%	6.2%	6.3%	6.4%	6.5%

各年とも10月1日・市川三郷町データ

(7)要介護(支援)度別認定者数

(単位:人)

(単位:人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
要支援1	20	33	35	33	35
要支援2	59	52	62	53	72
要介護1	138	145	160	171	169
要介護2	213	224	205	192	194
要介護3	206	202	193	189	211
要介護4	169	179	177	178	176
要介護5	116	126	115	115	97

各年とも10月1日・市川三郷町データ

(8)障害福祉サービス認定者数

(単位:人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
障害者	141	150	161	171	174
障害児	14	18	21	24	27

各年3月31日現在

地区別の人口

※()は、外国人の人数です。

(単位:人・世帯)

区分	人口			世帯数
	男	女	合計	
三珠地区	1,750 (17)	1,834 (34)	3,584 (51)	1,471 外国人のみ (19)
市川地区	4,139 (96)	4,352 (143)	8,491 (239)	3,913 外国人のみ (124)
六郷地区	1,224 (1)	1,271 (4)	2,495 (5)	1,187 外国人のみ (0)
合 計	7,113 (114)	7,457 (181)	14,570 (295)	6,571 外国人のみ (153)

令和6年4月1日現在

地区別の福祉関係の状況

	三 珠	市 川	六 郷	合 計
65歳以上の高齢者	1,223	3,292	1,177	5,692
高齢化率	34.12%	38.77%	47.17%	39.07%
高齢者のみ世帯 (一人暮らし世帯除く)	235	630	247	1,112
高齢者 一人暮らし世帯	287	825	306	1,418
介護保険認定者	170	514	181	865
児童扶養手当 認定世帯	18	67	21	106
身体障害者手帳 保持者	151	427	136	714
療育手帳 保持者	18	75	22	115

令和6年4月1日現在

3. 私たちが暮らしている地域の課題（町全体の取り組み目標）

・全町での基本目標と取り組み目標

第3次市川三郷町地域福祉活動計画の策定に際し、多くの町民の皆様からご意見をいただきました。18歳以上の1500人の方々を無作為に抽出し回答をお願いしました。（回答率：47.3%）

その他、ボランティア団体をはじめ、各種団体・グループ、NPOの皆様にアンケート調査のご協力をいただきました。（59通発送（回収率67.7%）

また、前回計画を策定の後、毎年度の進捗状況評価を実施し、地域福祉活動計画進捗状況評価委員会の意見を受け、本計画に位置づけられた事業の修正を適宜行ってきました。

これらの幅広いご意見やデータをもとに、本策定委員会では、次の通り、全町での基本目標と取り組み目標を設定いたしました。【】は基本目標、《》は取り組み目標、〈〉はアンケート、事業関係者等から挙げられた課題、「」は主にヒアリング、アンケートの自由記述等で得られたデータを表しています。

【誰もが共に暮らせるまちづくり】

《地域で暮らす多様な人々に情報が届く仕組みづくり》

現在、情報収集手段の多様化により世代別に情報が届く仕組みを考えていかなければなりません。基本的に、年配の世代は紙媒体の情報源を好み、中間層は従来の媒体と併用してデジタル媒体も活用しています。また、若い世代は、紙媒体よりソーシャルメディアやデジタルツールを主に活用しています。

こうした中で、情報提供については多世代に情報が届く仕組みが求められています。社会福祉協議会では、広報誌を中心として、SNSを活用し若者をはじめ中間層にも情報が届く仕組みづくりを進めています。

「社会福祉協議会をどのようにして知ったか」に関するアンケート調査の結果からは、2024年度に実施した調査では「広報誌等を見て」が64.7%、「ホームページを見て」が5.8%と前回と同様な結果となりました。（※2019「広報誌等を見て」64.6%、「ホームページを見て」4.2%）

アンケート調査の結果から、紙媒体で配布される広報誌による情報提供の重要性は非常に高く、多くの住民の皆様がご覧になり社会福祉協議会へ関心を持っていただいている。また、幅広い世代が情報を受け取れるようホームページ・SNSを活用し、より新しい情報が届く仕組みづくりを構築していく必要があります。その他にも「社会福祉協議会の事業を通して」が28.4%と高く、事

業やイベントを通して情報が発信できる場を多く作ることで、より多くの方に情報が届くことが見込まれます。

団体アンケートからも「団体や活動についての PR (57.5%)」「活動上必要な情報の提供 (37.5%)」と回答がありました。各種団体も PR としてチラシやホームページの運用にも取り組まれていますが、社会福祉協議会が実施するイベント等を活用すれば、情報発信及び情報収集をより幅広く発信可能となります。

これからは、関係機関と連携し、情報の受け取り手の状況に合わせて、生活に必要な情報が届く仕組みの構築が必要となり、「地域で暮らす多様な人々に情報が届く仕組みづくり」として、言語の多様性に応じたサービスの需要があるのかを調査し対応していく必要があります。

« 困りごとや悩み事を何でも相談できる体制づくり »

各事業のヒアリングより、知らないことや分からぬことにアドバイスをいただいたり、気になることも気軽に聞けて、非常に助かっている。お金のことなどは体裁も有り、他には相談しにくいが、親身になり相談にのってもらえて有難かった。といった良い評価をいただいた反面、まだまだ制度が浸透しておらず、せめて地域の相談役には制度を理解してもらいたいといった意見をいただきました。地域の相談役としての担い手も変わるため、後任への引継ぎや、制度や事業の更なる周知が必要と感じました。

アンケート調査の結果では、近所付き合いに関して「近所付き合いの程度」の問い合わせでは、お互いに相談や世話をする仲は、前回の 23%から 16%に減り、挨拶をする程度や顔を知っている程度が 5 割を占め、近所の繋がりが希薄になっており、気軽に相談できる環境では無いことを示しています。

では実際どこに相談しているかという問い合わせでも、同居の家族・親戚が 70.3% と前回同様一番多く、ご近所やご近所以外の友人は、前回と比べ 10%近く減っており、三珠地区においては、15%から 20%減っているという結果で、身寄りのない人は、相談できる場所を探すことが困難であると考えられます。高齢者や一人暮らし高齢者が増えている少子高齢化社会において、時代の流れと考え方の多様化により近所付き合いに対する考え方自体が変わってきているので、若い人や移住して来た人たちを含め、近所づきあいの再構築が必要で、そのきっかけ作りが出来るよう、支援を進めていきたい。

また、町役場と社会福祉協議会は、若干ですが増加傾向にあり、コロナ禍で失業や困窮の相談が増え、特例貸し付けなど利用することで、認知度が高まったと考えられ、コロナが終息した昨今、貸し付け以外でどのように認知度を高めていくかが課題となります。

そして、全体の4割近い人が、何でも相談できる窓口事業があつたら良いと選んでおり、相談内容を限定せず、生活上の多様な困りごとや悩み事を画一的に相談できる総合相談窓口としての役割りを担い、社会福祉協議会で対応が難しい場合には、各関係機関へ繋いでいけるネットワークづくりに努めていく必要もあります。

『多様性を理解し、誰もが孤立せずに暮らせる地域づくり』

各事業のヒアリングより、サロン活動を通じて、土地柄や年代に関係なく地域の人と顔の見える関係や繋がりが深まり団結力が強くなった。という取り組み目標に対し満足しているといった意見を多数いただきました。ただ、まとめ役がないなかったり、ボランティアの高齢化や後継者不足といった課題も出され、子供たちや若い人との世代を超えての交流を望む声も聞かれました。

また、日常生活自立支援事業では、利用者から、悩み事や相談にものってもらい精神的にも支えになっており、この事業があるお陰で地域で安心して暮らしていくといった意見をいただき、関係機関からは、高齢者のみならず障がい者等への支援もされており、この事業によって地域生活が送っている人がたくさんいると実感しているとの評価をいただきました。今後は、変化する社会情勢に合った柔軟性を持ち合わせた支援を行い、孤立してしまう前に、地域社会に踏み出せるような支援が求められています。

アンケート調査の結果からは、自分自身にあつたらいいと思うサービスや事業の問い合わせに認知症高齢者の見守り・安否確認サービス、一人暮らし高齢者への安否確認サービスの回答が多く、前回より増加しており期待をされています。また、誰もがいつでも集うことのできる居場所づくり事業の回答も多く、外出する機会や人と話をする機会を求めていることが分かります。それに対し、近所の人に対してもできると思う手助けの問い合わせには、声掛けや安否確認、話し相手という回答が多く、参加したいボランティア活動の問い合わせには、高齢者・障がい者に対する活動と子どもや青少年を対象とした活動を中心に、安心安全な町づくりに関する活動など、ほとんどの項目が増加傾向で、ボランティアに対する関心度も高まっていると思われるので、思いを行動へ移せる後押し了出来れば新たな担い手作りや、地域における見守り作りを確立していくと思われます。

国籍や性別、年齢、障がいの有無、宗教など様々な属性を持つ人が共存しており、個人の違いを認め合い、尊重し合う中で、多様性について地域で理解を深めることが重要で、異なるバックグラウンドを持つもの同士だからこそ、様々な角度で物事を見る事ができ、互いに助け合うことも出来るのではないか。そんな見守りニーズと担い手を繋げていく、繋ぎ役となることが期待される一方で、まだまだ担い手が不足している現状を踏まえ、担い手の育成強化が求められています。

ます。

また、高齢者や障がいのある方など、見守りの必要な方の、地域の見守り体制づくり構築に向け、地域の方が集まって話せる場づくりも期待されており、それが支え合うことで、地域の中で誰一人として取り残されることのない地域づくりを目指していく必要があります。

«人々の生活に必要なサービス提供体制の確保»

アンケート調査の結果でも、「暮らしにくさを感じるところ（複数回答可）」について、2019年度に実施した調査では「スーパー、コンビニ、商店など、日常生活のための場所が少ない（52.9%）」が最も多く、次に「公共の交通機関が少ないので移動がたいへん（48.4%）」が多く回答されていました。今回の調査では、「公共の交通機関が少ないので移動がたいへん（48.5%）」「スーパー、コンビニ、商店など、日常生活のための場所が少ない（48.0%）」と前回と変わらず多くの方が回答している。地区別でみると、移動手段は三珠地区が51.4%と他の2地区より高く暮らしにくさに直結していることが読み取れます。また、六郷地区については、「スーパー、コンビニ、商店など、日常生活のための場所がない」（77.3%）と前回と変わらず多くの方が買い物面で苦慮しているのが読み取れます。このように、暮らしにくさが住んでいる地区により違いがあり、それぞれの地区でどのような方法であれば課題に対応できるのかを住民の皆さんと話し合っていく必要があります。

「今後の社会福祉協議会の活動にどのようなことを期待するか（複数回答可）」という質問に対しては、2019年度の調査と同じく「高齢者福祉や介護保険事業（ホームヘルプサービス・デイサービス・ケアマネジャー）（49.6%）」と回答している方が依然多く、社会福祉協議会の介護事業所への期待の高さが伺えます。その他にも、「高齢者の移送サービス」「介護が必要になるのを予防するための活動」「高齢者の仲間づくり」など高齢者を対象とした活動を社会福祉協議会に力を入れて欲しいという回答が多く見られました。

介護保険サービスや障害者福祉サービスなどは、地域で暮らしていく上で必要不可欠なものであり、社会福祉協議会の役割として継続していきたい。

また、移動手段を自動車に依存する中、車を手放したり、運転免許を返納したりした場合には、日常生活に困るという方が以前に増して多くなってきているのが現状です。公共の交通機関の選択肢も減少している中、日常的な買い物や通院も難しくなります。生活必需品や食料品の買い物、通院は、生活に深くかかわる問題であり、地域によっては公共交通機関が使いにくい状態になっているところがあります。こうした生活課題を解消するための選択肢として、有償ボランティア、NPOで実施しているサービス等の活用を周知していくとともに、担い

手の育成や活動登録を住民の理解を得て進めていかなければなりません。

社会福祉協議会の事業として、高齢者の仲間づくりや介護予防のための事業展開をすすめ、人々の生活に必要なサービスが提供できる体制の確保が求められています。

【お互いに支え合うまちづくり】

«誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり»

各事業のヒアリングより、食料を支援していただくことで、食費に掛かるお金を光熱費や医療費に回すことができ、助かっている。また、生活に不安を感じている時に支援をいただき、色々な相談にものってもらえ、他のサービスにも繋いでいただけるので、安心して生活が送れる。といった意見をいただき、支援者からも、食料支援が生活のみならず、心の支えになっており、今の生活を維持するためには不可欠であるとの意見をいただきました。

また、福祉用具貸し出し事業では、ケガや体調の変化で、緊急で車椅子やベッドが必要になった際、すぐに対応していただき、料金も安いので、非常に助かったと、満足されている意見を多数いただき、安心安全に暮らすことへの一助になっているとあらためて、確認することが出来ました。

アンケート調査では、暮らしにくさを感じているところへの回答で、公共交通機関が少なく移動が大変と感じている方とスーパー・コンビニなど日常生活のための場所が少ないと感じている方が約半数を占め、次いで道路が危険、気軽に集まれる場所、公園や緑地などの憩いの場が少ないと感じている方が多くなっています。地域の人々の結びつきを深め、高齢者や障がいのある方が地域で暮らしていく中で、道路や公園の整備、移動の確保など、いかに危険や不便を取り除いていくのか、地域の方々と検討していく必要があり、高齢者のみならず、これから力を入れるべき福祉の分野の回答で前回より増加している、子どもたちに関する福祉においても、子どもが感じている危険などにも向き合い、安全に遊べる場の確保や、世代間を超えて集える場所の確保等、誰もが地域で安心に暮らせる環境づくりや、仕組みづくりを作っていくことが求められています。

«住民との協働による問題解決の仕組みづくり»

アンケート調査の結果からは、2019 年度に実施した調査では「市川三郷町の暮らしやすさを感じる点（複数回答可）」として、「地域の見守り、助け合いの意識が高い」を挙げている回答者が全体の 28.8%と高く解答されていたが、今回の調査では 25.5%と減少している。その背景には、「あなたが、困っている

時に相談する相手はどなたですか」という回答で、「ご近所の友人・知人等」が2019年度の25.4%から18.3%に減少しているなどご近所との関係に変化が出ていることも一因と考えられる。また、ご近所づきあいについても、2019年度は「お互いに相談や世話をする」が23.7%だったのに対し、16.1%と減少し、「あいさつをする程度」が34.1%→39.7%と増加している。コロナ禍を経てご近所間の関係が希薄になっていることがアンケートから見られます。

しかし、「ご近所で困っている人がいたら、あなたはどうしますか」という問いには、「自分でできることを考えて手助けする」(31.3%)、「本人から頼まれたら手助けする」(42.8%)と要望があれば協力したいという声が多く見られた。その他、「手助けしたいとは思うがなかなかできない」(20.7%)と思いはあるが行動に移せないといった意見も多く見られました。

のことから、地域住民が自ら地域の問題解決に働きかける力を高めるため、地域での支え合いのきっかけづくりとして、住民参加の話し合いの場やボランティア養成講座の開催などを実施し、社会資源を見つけていく事業展開が求められています。また、自分たちの住みやすい地域にするために、小さな困りごとを気軽に頼めるお互い様の関係性づくりについて考えていく機会づくりを行政や社会福祉協議会と共に考え問題解決に取り組んでいく必要があります。

《災害時に助け合いができる仕組みづくり》

アンケート調査では、災害ボランティアセンターを知っているかについては、「この調査で知った」41.5%、「名前を聞いたことがある程度」29.7%と災害ボランティアセンターの認知度が低いことがわかりました。また、災害ボランティアセンターが設置された場合のボランティア参加については、2019年度の調査では「参加したい」「できれば参加したい」が62.6%でしたが、今回の調査では、44.9%と減少している。「あまり参加したくない」「まったく参加したくない」が49.9%と2019年度の32.4%より増加しています。このアンケート結果から、災害ボランティアセンターの役割や機能が十分に理解されていないため、各々の役割が見えないことが原因と考えられます。災害ボランティアセンター運営協力員養成講座や災害ボランティアセンター設置運営訓練を通して住民への災害ボランティアセンターへの理解を進めていかなければなりません。

災害時に助け合いができる仕組みづくりを考える機会として、養成講座等で正しい情報を提供し、大規模災害があった場合に、ボランティアを受け入れる体制づくりが出来るよう、住民への周知の場を作っていくことが求められています。そのためにも、災害ボランティアセンター運営協力員連絡会と協力し、災害ボランティアセンターの迅速な立上に向け、災害時のニーズの掘り起こしとボランティアの受け入れが出来るよう訓練を継続することともに、住民への災害

ボランティアセンターの役割の理解を広め、各地区と連携し復興に向けたボランティアの受け入れ態勢を整え、被災地支援が円滑にできる仕組みづくりを推進します。

【住民参加の福祉のまちづくり】

《地域の人と人がつながる機会づくり》

今回のアンケート調査では、引き続き「あなたは地域の集まりや行事に参加していますか」について聞いています。回答では「組の会合（63.5%）」「組の葬式（62.7%）」「町内清掃（59.7%）」「防災訓練（59.6%）」と組に関係することには多くの方が参加をしていますが、地区の行事の「運動会（16.3%）」や「地区的スポーツ大会（9.9%）」など参加者を選ぶ行事への参加率は少ない傾向が見られた。地域等の集まりの機会として「無尽（13%）」「子どもクラブの行事（6.6%）」「老人クラブの集まり（5.2%）」「サロン・いきやり会（4.4%）」と対象となる年代の集いの場への一定数の参加が見られた。

あなたにとってあったらいいと思うサービスや事業についての問い合わせには、「誰もがいつでも集うことができる居場所づくり事業」が 18.6%→21.7%に増加し、「三世代が共に交流する事業」が 3.6%→6.3%と人と人がつながる機会を求めている住民の声が増加している。

のことから、高齢者、子ども・若者など世代別で交流する場として、シニアクラブ（老人クラブ）やいきいきふれあいサロン、子供クラブ等があります。しかし、それぞれの活動が中心となり繋がる機会がありません。アンケートの中にもある「三世代が共に交流する事業」が求められている中で、幅広い世代が集える場づくりにも取り組みながら、既存の地域コミュニティが継続できるよう支援をしていくことも求められています。失われつつある地域の人と人の繋がりをつなぎとめ、「誰もが気軽に集える場づくり」に取り組むことが期待されています。

《地域福祉の担い手育成・ボランティア団体等の支援》

アンケート調査の結果からは、2019年度に実施した調査に引き続き社会福祉協議会の活動に期待することとして「ボランティア活動の活性化」と回答した人は（17.0%）、関係団体意向把握調査では（52.5%）とボランティア活動への関心が高い結果となりました。「ボランティア活動をしたことがあるか」については、「現在活動している（7.9%）」、「以前活動したことがある（21%）」と合わせると、約3割の方がボランティア活動に関わっていたことがわかります。

また「活動したいと思うがしたことがない」という回答が最も高く（39%）、主に40歳代～64歳（42.5%）が多く回答しています。ボランティア活動を身近なものに感じてもらうために、ボランティアセンター機能の充実が求められています。

地域で現在活動している各種団体からの意向調査や関係者のヒアリングでは、「活動上必要な情報の提供」（52.5%）、「団体や活動についてのPR」（42.5%）と活動における支援が求められています。ボランティア活動を推進する団体・グループが継続するために、ボランティア連絡協議会を中心に課題等の情報を共有するとともに、活動のPRを行える場の提供にも力を入れ、新たにボランティア活動へ参加できる機会づくりの推進にも期待されています。

ボランティア団体の支援として、住民がボランティア活動に参加できる機会づくりとして、ボランティア募集等の情報がボランティア通信を通して発信できるように進めています。

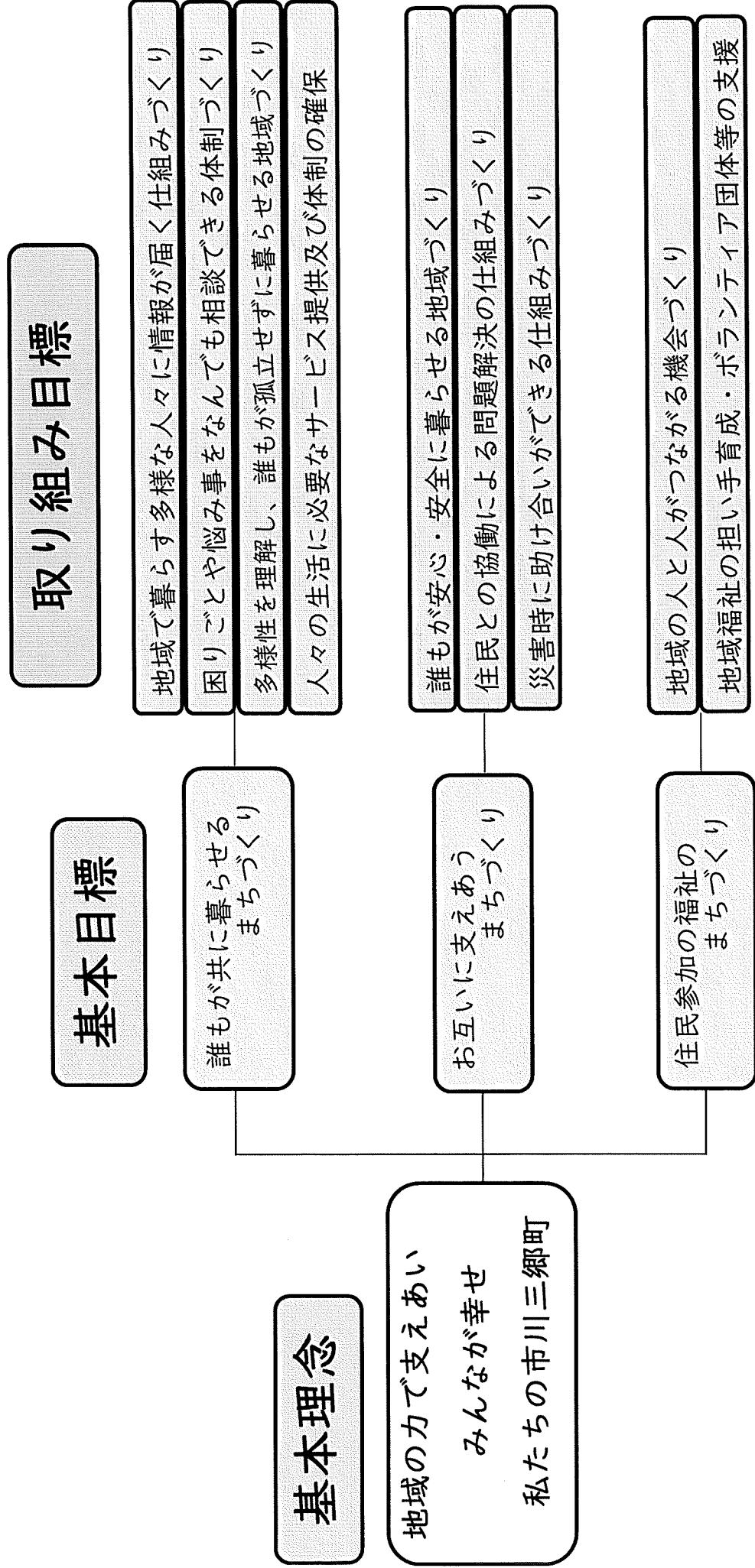
ボランティアコーディネート（ボランティア団体やボランティアを必要とする人・施設等とボランティア希望者との橋渡しなど）業務にも力を入れ、意識啓発の場としてボランティア講座を実施し、ボランティアへの興味・関心を高める環境づくりにも取り組んでいきます。また、ボランティア団体等の活動情報が住民に提供できるようガイドブックの更新も進めています。課題となっている各団体・グループの中心メンバー高齢化による後継者問題や新しいメンバーが増えないことなど活動継続に向けた支援として、話し合う場を設け、各ボランティア団体等が抱える課題の解決に向けて一緒に考えていきます。

第3章 市川三郷町の課題解決を目指して (具体的な活動計画)



1. 活動計画の体系図

[市川三郷町地域福祉活動計画の全体像]



2. 市川三郷町の地域課題と各課題解決に向けた事業

事業	年次計画及び財源	事業財源内訳					
		補助金	受託金	共同募金	自主財源等	貢	頁
地域で暮らす多様な人々に情報が届く仕組みづくり	活動・取り組み等の情報発信事業 手話奉仕員養成及び中級手話奉仕員養成事業	○	○	○	○	20	21
困りごとや悩みをなんでも相談できる体制づくり	福祉金車貸付事業 生活福祉資金貸付事業 食料支援事業 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業	○	○	○	○	22	23・24
多様性を理解し、誰もが孤立せずに暮らせる地域づくり	福祉金車貸付事業(再掲) 生活福祉資金貸付事業(再掲) 食料支援事業(再掲) 日常生活自立支援事業 訪問介護事業(障害福祉サービス) 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業(再掲) いきやり会事業 ふれあい・いきいきサロン事業	○	○	○	○	25・26	27
人々の生活に必要なサービス提供及び体制の確保	配食サービス事業 訪問介護事業(ホームヘルプ) 通所介護事業(デイサービス) 訪問介護事業(障害福祉サービス)(再掲) 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業(再掲) 高齢者生きがい活動支援通所事業 家族介護用品支給事業 福祉車輛・福祉用具貸出事業 福祉バス運営事業 共同募金協力事業 歳末たすけあい事業 行旅人事業	○	○	○	○	33	41
誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり	福祉金車貸付事業(再掲) 生活福祉資金貸付事業(再掲) 食料支援事業(再掲) 日常生活自立支援事業(再掲) 福祉車輛・福祉用具貸出事業(再掲)	○	○	○	○	22	42

事業名:活動・取り組み等の情報発信事業

社協だより【財 源：共同募金】

町広報への情報掲載 情報保障 社協ホームページ・SNS の運用【自主財源】

担当者：地域福祉係 川崎 努

取り組み目標：地域で暮らす多様な人々に情報が届く仕組みづくり

事業の目的と具体的な内容

(目的)

社協の実施する事業や活動の様子、啓発活動を、独自に発行している社協だより・町発行の広報誌・ホームページにて情報発信、併せて多岐にわたる情報発信方法を模索し、情報伝達の円滑化を図る。

(内 容)

- ・社協だよりの発行【5月・11月（臨時号）8月・2月】⇒各地区の組回覧
- ・町発行の広報誌「社協コーナー」掲載（毎月発行）⇒全戸配布
- ・ホームページの更新、SNSの活用（随時）
- ・社協だよりを関係機関・賛助会員（理事・評議員・民生委員児童委員・NPO法人・聴覚障害者協会）に配布し、福祉バスの座席、役場などの公共施設に設置

点訳については、令和3年度に点訳ボランティアの方が亡くなつたため、停止となつてゐる

今後の事業展開

- ・社協だよりについては、各戸配布から回覧に発信方法が変更されたが、多世代に情報が届くよう紙面での情報提供をメインに、SNS等を併用した広報展開をしていく。また、外国籍や情報が届きにくい方等への情報保障として、伝達方法について、検討していく。
- ・町民へ広報モニターの依頼を継続し、紙面に反映させる。

5カ年の事業展開：(検討開始 ○、実施 ☆、見直し △、廃止 ■)

内容 / 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
誌面の作成・回覧	☆	☆	☆	☆	☆
情報が届かない方への伝達方法の検討	○☆	△	☆	△	☆
SNS の運用実施	○☆	☆	☆△	☆	☆

事業の評価方法：広報モニターからの情報収集・情報更新発信回数・アクセス数

事業名：手話奉仕員養成及び中級手話奉仕員養成事業

【財源：町受託金】

担当者：地域福祉係 川崎 努

取り組み目標：地域で暮らす多様な人々に情報が届く仕組みづくり

事業の目的と具体的な内容

(目的)

聴覚に障がいのある方への理解や安心して生活できる地域づくりを目的とし、富士川町と合同で奉仕員養成講座を行う

(内容)

聴覚障害者協会の協力のもと、富士川町・市川三郷町にて合同で養成講座を実施する。

養成講座は週一回、レベルアップ講座は各週で両町にて持ち回りで行う

今後の事業展開

両町から多くの方に参加していただいている。持続して講習を受けていただき多くの方に課程の修了をしていただけるよう支援していく。

5カ年の事業展開：(検討開始 ○、実施 ☆、見直し △、廃止 ■)

内容 / 年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
奉仕員養成講座の実施	☆	☆	☆	☆	☆

事業の評価方法：

養成講座の修了者（7割出席）の推移等で測っていきたい

事業名：福祉金庫貸付事業

【財源：自主財源】

担当者：地域福祉係 村松 成美

取り組み目標：困りごとや悩みをなんでも相談できる体制づくり
多様性を理解し、誰もが孤立せずに暮らせる地域づくり
誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり

事業の目的と具体的な内容

(目的)

失業、疾病、障がい等の理由で経済的に困窮している世帯に対して無利子で貸付を行い、生活の安定と経済的自立の促進を図る。

(内容)

- ① 町内に住所を有している上記の者（世帯）に対し、6万円を上限とした貸し付けを行う。
 - ・申請書類：申込書、民生委員調査書、確約書、住民票
→提出後、貸付審議会を開催し、貸し付けの可否を決定する
 - ・償還方法：1年以内に全額返済する
- ② 儚還が滞っている者、お金の使い方に問題のある者に対して、民生委員や関係機関と連携し、償還指導や家計相談等を行う。

【実績】

- ① 総貸付者数⇒151名（金額：8,095,000円）
- ② 未償還者数⇒44名（金額：1,703,000円）※返済不能者数⇒19名
- ③ 完済件数⇒107名（金額：6,392,000円）
- ④ 貸付実績数⇒R4年度：4件 R5年度：6件 R6年度(11/1時点)：3件

今後の事業展開

○関係機関との連携強化、自立支援の強化

資金の貸付が目的ではなく、本人世帯の自立支援につなげることを第一に考え、複雑、多様化する生活課題に対応するため、関係機関との連携強化を図る。→必要な制度、サービス等へつなげる。

○長期未償還者への対応

返済が滞る貸付者には、通知文の送付や面談等を通して関係の再構築を図りながら、生活状況の把握（家計相談）に努め、償還計画の見直しを行う。

5力年の事業展開：(検討開始 ○、実施 ☆、見直し △、廃止 ■)

内容 / 年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
関係機関との連携強化	☆	☆	☆	☆	☆
長期未償還者への対応	☆	☆	☆	☆	☆

事業の評価方法：

- ・償還率（完済件数）
- ・貸付金が効果的に使われたかどうか

事業名：生活福祉資金貸付事業

【財源】県社協受託金】

担当者：地域福祉係 村松 成美

取り組み目標：困りごとや悩みをなんでも相談できる体制づくり
多様性を理解し、誰もが孤立せずに暮らせる地域づくり
誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり

事業の目的と具体的な内容

(目的)

低所得世帯、障がい者世帯または高齢者世帯に対して、貸し付けと相談支援を行うことにより、経済的な自立の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。

(内容)

実施主体は山梨県社会福祉協議会

① 上記世帯への貸し付け（概ね65歳未満、6ヶ月以上の住民登録のある居住者）

・制度の特徴：民生委員の協力・他制度優先の原則・生活困窮者自立支援制度の利用・市町村社協の調査。市町村社協は相談窓口となり、貸し付けの相談や申請書の受付、貸し付け後の状況確認等を行う。借り入れから完済まで、担当民生委員の相談支援を受けていただくことを前提としている。

・貸し付けの流れ：初回相談・調査（町社協、担当民生委員）→申請書の受付・提出（町社協）→審査（県社協）→決定・貸し付け（県社協）→償還開始（町社協、担当民生委員による相談支援）

② 借り入れ世帯への相談支援

・償還が滞っている者に対して、民生委員や関係機関と連携し、償還指導や家計相談等を行う。

※申請（貸付）件数 R4年度：1件 R5年度：2件 R6年度(11/1時点)：0件

※完済件数 R4年度：0件 R5年度：0件 R6年度(11/1時点)：0件

③ 新型コロナ特例貸付（R1.3～R4.9）に係る相談支援

・相談受付→相談内容に応じて県社協又は自立相談支援事業へつなぐ

・償還免除、猶予の申請手続きの助言

・相談者との面談（相談者・県社協）の場の設定

・滞納者の生活状況の把握→県社協へ報告

今後の事業展開

○関係機関との連携強化、自立支援の強化

・貸付相談者への対応を迅速に行えるよう、民生委員や行政等の関係機関に制度の周知を行う。（研修等）

・貸付世帯の生活状況を把握し、必要に応じて償還に向けた支援を行う。→必要な制度、サービス等へつなげる。

・県社協の資金担当や自立相談支援事業との連携を強化し、貸し付けと相談支援の一体化を図る。

5カ年の事業展開：(検討開始 ○、実施 ☆、見直し △、廃止 ■)

内容 / 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
関係機関との連携強化	☆	☆	☆	☆	☆
長期未償還者への対応	☆	☆	☆	☆	☆

事業の評価方法：

- ・償還率（完済件数）
- ・生活再建の有無

事業名：食料支援事業

【財源】共同募金・自主財源】

担当者：地域福祉係 松野 浩樹

取り組み目標： 困りごとや悩みごとをなんでも相談できる体制づくり
多様性を理解し、誰もが孤立せずに暮らせる地域づくり
誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり

事業の目的と具体的な内容

(目的)

低年金や失業、ひとり親家庭等の生活困窮世帯に対し、定期的な食料支援や、緊急時の食料支援を行いつつ、生活課題を把握し、生活の再建を目指す。また、家庭や企業に眠る食品等の寄付を募り、食品ロスの防止にも努める。

(内容)

【フードドライブ事業】

- ・年1回（9月）各家庭や企業に呼び掛けを行い、眠っている食品等を募集する。
※寄付食品等の受付は、随時行っている。
- ・集まった食品等を、ボランティアに依頼し、消費期限ごとに仕分けを行い、米は冷蔵庫、食品は社協の倉庫にて保管し、必要な方々や団体へ提供する。

【食の緊急支援事業】

- ・本人や関係機関等から相談があった際、世帯構成やライフラインの状況を考慮し、保管している食品より箱詰めを行い、相談窓口や利用者宅に届ける。
- ・一時的な支援で解決できない世帯については、根本的な生活課題の解決に向け、継続的な相談支援を行っていく。
- ・フードパントリーを実施することで、新たな繋がりを作り、相談することに抵抗があったり、相談出来ずにいた今まで埋もれていたケースの発掘に努める。

【食のセーフティネット事業】

- ・NPO法人フードバンク山梨と協働し、セルバの協力や地域との連携により、生活困窮世帯（低年金、失業、ひとり親家庭等）に対して毎月2回の食料支援を行う。
- ・毎月第2木曜、金曜日と第4木曜、金曜日が配送日となっており、第4の配送日には社協職員が自宅を訪問したりしながら、直接利用者に食品を届け、生活の再建に向けた相談支援を行う。
- ・生活の立て直し、自立を目的としているため、利用回数は基本的に6回（3ヶ月）とし、利用期間満了後は、面談を行い、必要に応じては延長を検討する。

【実績】 ●フードドライブ：R3年度－477kg R4年度－1875kg R5年度－1553kg

●食の緊急支援：R3年度－25件 R4年度－28件 R5年度－25件

●セーフティネット：R3年度－19世帯 R4年度－20世帯 R5年度－19世帯

●フードパントリー：R5年度－児童扶養手当支給世帯（5件）

R6年度－障害福祉サービス事業所通所者（45件、54件）

今後の事業展開

○フードドライブ活動の普及

- ・9月を実施時期とし、町民に呼び掛けを行い、フードドライブ活動に対する理解を深め、ご協力いただくための周知を図る。（食品の受け付けは、通年を通して行う）
- ・ボランティアを募り集まった食品を消費期限ごとに仕分けを行うことで、在庫の無駄を減らし、フードロスにも努める。
- ・関係機関や他団体、地域との連携を検討し、活用方法の可能性を模索していく。

○フードパントリーの実施

- ・フードドライブで集まった食品や共同募金の配分金を利用し、生活の困りごとがある人に食品を配布することをきっかけに、適切な相談機関へ繋げたり、対象ケースの発掘に努める。

○継続した支援の実施

- ・その場を凌ぐだけの支援ではなく、食料支援を通じ、信頼関係を構築していく中で、家庭状況や生活課題を把握し、将来的な自立に向け、継続した相談支援を行う。

○各関係機関との連携強化

- ・面談を行う中で、食料支援だけでは解決できない課題等に対して、必要に応じ、行政にみならず、各関係機関へ繋げることで、根本的な生活課題の解決に向け、情報の共有や支援を得られるよう、関係機関との連携も密にしていく。
- ・町内の企業や商店との連携を拡充し、事業に対する理解を得るために努め、フードロスに取り組む。

5カ年の事業展開：(検討開始 ○、実施 ☆、見直し △、廃止 ■)

内容 / 年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
フードドライブ活動の普及	☆	☆	☆	☆	☆
フードパントリーの実施	△☆	☆	☆	☆	☆
継続した支援の実施	☆	☆	☆	☆	☆
各関係機関との連携強化	☆	☆	☆	☆	☆

事業の評価方法：

- ・集まった食品や廃棄した食品の量
- ・新規利用者の数や相談経路
- ・利用終了世帯数とその理由

事業名：高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

【財源：町受託金】

担当者：総務係 近藤 真弓

取り組み目標：困りごとや悩みをなんでも相談できる体制づくり
多様性を理解し、誰もが孤立せずに暮らせる地域づくり
人々の生活に必要なサービス提供及び体制の確保

事業の目的と具体的な内容

(目的)

町営富士見団地に建設された30戸の高齢者世話付住宅の入居者の生活を支援する。

(内容)

入居者の居住の不安を解消するため、生活援助員が午前中に安否確認と生活指導を行い、午後は相談業務を行うサービス。

高齢者世話付住宅生活援助員は、入居高齢者の良き相談役として、福祉サービスのつなぎ機能としての役割を持つ。

今後の事業展開

- ・高齢者世話付住宅生活援助員と町、社協、福祉サービス提供主体との連携をはかり、介護等が必要となった場合においては、地域の福祉サービス資源を活用してサービスを供給する。
- ・支援員は、入居者が心配ごとや不安な事があった際、適切な場所へ繋げられるような対応が求められるため、町、社協との情報共有を密に行っていく。

5カ年の事業展開：(検討開始 ○、実施 ☆、見直し △、廃止 ■)

内容 / 年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
町との連携・情報共有	☆	☆	☆	☆	☆

事業の評価方法：相談件数、関係機関に繋いだ数

事業名：日常生活自立支援事業
【財源】：県社協受託金・自主財源】

担当者：地域福祉係 松野 浩樹

取り組み目標： 多様性を理解し誰もが孤立せずに暮らせる地域づくり
誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり

事業の目的と具体的内容

(目的)

認知症高齢者、知的障害のある方、精神障害のある方など、物忘れや何らかの障害により、日常生活をおくるための能力が低下し、生活していくために何らかの支援が必要な方に対して、金銭の管理や助言を行い、地域で自立した生活を送れるようにする。

(内容)

○実施主体は、山梨県社会福祉協議会。

【地区センターとしての役割】

① 新規契約に関わる手続き

◇情報提供・初期相談の受け付け→初回相談・該当者への面談→制度の説明や意思確認
→契約書・支援計画作成→契約（本人・基幹的社協・山梨県社協の三者で契約）

② 町社会福祉協議会の生活支援員へのサポート。

【日常的生活支援サービス】

① 福祉サービスの利用支援・日常生活に必要な事務手続きのサポート

② 相談や訪問

【日常的金銭管理サービス】

① 通帳、届出印、年金証書等の保管

② 預貯金の出し入れ、公共料金や医療費等の支払い代行

③ 生活費の振り分けや家計相談

●利用者：R3年度：34名 R4年度：31名 R5年度：33名 R6年度：35名 (R6.9現在)

今後の事業展開

○増加する利用希望者への対応

- ・生活支援員の受け持ち状況や他の業務との兼ね合いを確認し、契約担当を調整する。
- ・家計相談や生活の見直しを図ることで、利用者の自立を目指す。

○多岐にわたる問題を抱えたケースへの対応

- ・各関係機関との連携を密にし、社協内でも他事業と連携を強化することで、効率的な対応を目指す。
- ・成年後見制度の促進
- ・策定委員会を設置し、制度の理解や周知を図りつつ、専門的な見地に立ったアドバイス等をいただく。

5カ年の事業展開：(検討開始 ○、実施 ☆、見直し △、廃止 ■)

内容／年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
増加する利用希望者への対応	☆	☆	☆	☆	☆
関係機関や社協内の連携強化	☆	☆	☆	☆	☆
策定委員会の設置と開催	☆	☆	☆	☆	☆

事業の評価方法：

- ・利用希望者の待機者数の増減
- ・計画に基づく支援が実施されているか支援計画のモニタリング
- ・契約終了者数とその理由
- ・策定委員会の開催回数

事業名：訪問介護事業（障害福祉サービス）

【財源】介護報酬・利用者負担金】

担当者：上田直子・深沢茂美

取り組み目標：多様性を理解し、誰もが孤立せずに暮らせる地域づくり

人々の生活に必要なサービス提供及び体制の確保

事業の目的と具体的な内容

(目的) 障がい者の意思及び人格を尊重し、障がい者の立場に立った適切な福祉サービスを提供する。

(内容)

障がい者が居宅において日常生活を営むことができるよう、障がい者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助を適切に行う。

- ・障害者総合支援法に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。
- ・障がい者の必要な時に必要な福祉サービスの提供ができるよう努める。

今後の事業展開

- ・障害者総合支援制度の改正・報酬の改定があり、その結果に基づき必要な見直し等の措置を行う。
- ・地域との結び付きを重視し、町、他の障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める
- ・地域福祉の拠点として、人材の育成を行う。(サービス提供責任者の引継ぎ)
- ・職員の資質向上に向けた研修及びヘルパー会議を行う。(自立支援に向けた生活の向上の共有)
- ・障がい福祉制度の相談支援専門員との密接な連携(自立支援に向けた訪問時間の見直し)
- ・人材の確保・担い手の拡大
(介護職員・登録ヘルパー雇用の延長、介護事業所内人事異動、初任者研修受講者の雇用)
- ・「こまりごと手伝い隊」との連携
- ・利用者、家族とより良いコミュニケーションが保持できるよう心がける(信頼関係の構築)

5カ年の事業展開：(検討開始 ○、実施 ☆、見直し △、廃止 ■)

内容 / 年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
制度改正の情報収集・検討	☆	☆	☆	☆	☆
関係機関、団体との連携	☆	☆	☆	☆	☆
こまりごと手伝い隊との連携	☆	☆	☆	☆	☆

事業の評価方法：

こまりごと手伝い隊との連携人数、ヘルパー会議の着実な開催(1回/月)

事業名：いきやり会事業

【財源：共同募金】

担当者：地域福祉係 鷹野 梓

取り組み目標：誰もが孤立せずに暮らせる地域づくり

地域の人と人とがつながる機会づくり

事業の目的と具体的な内容

(目的)

外に出る機会の少なくなる高齢者に社会参加を促し、地域の人たちとのふれあいの場をつくり、健やかな毎日を送れるようボランティアの協力により地区ごとに談話会を実施する。

(内容)

- ・社協からふれあい推進員を委嘱（任期2年）→いきやり会開催計画書提出→地区の高齢者を誘いいきやり会開催→報告書の提出→社協より助成金の交付
- ・食事会（500円×参加人数） お茶会（300円×参加人数） 年1回まで開催
- ・歌集、輪投げ、かるた等の貸し出し

【実績】 参加人数 R3年度：192名／R4年度：111名／R5年度：272名

今後の事業展開

- ・高齢化が加速度的に進み、いきやり会開催に負担を感じる人が多くなり、活動が続けられない地区が増えている。（六郷19地区のうち、R6年度にふれあい推進員を委嘱した地区は7地区）
- ・いきやり会の継続を各地区に呼びかけ、開催可能な地区については引き続き支援する
- ・六郷地区内でもヨガ教室や自彌術、百歳体操等の自主的活動の広がりがみられる。いきやり会に代わる集いの場が各地区で開催できるよう検討する

5カ年の事業展開：(検討開始 ○、実施 ☆、見直し △、廃止 ■)

内容 / 年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
助成内容の検討	○	☆	☆	△	○
いきやり会の維持・存続	☆	☆	☆	☆	☆

事業の評価方法：

いきやり会の開催地区数

事業名：ふれあい・いきいきサロン事業

【財源：町補助金】

担当者：地域福祉係 鷹野 梓

取り組み目標：誰もが孤立せずに暮らせる地域づくり
地域の人と人とがつながる機会づくり

事業の目的と具体的な内容

(目的)

高齢者、障がい者が住み慣れた地域で「いきいき」と暮らすために、住民主体の活動を推進する。身近な公民館や集会所に集り、お茶を飲みながら、歌や健康体操を行うなど、地域活動へ参加するきっかけとなる交流の場を住民と共につくる。

(内容)

- ・活動助成金の交付（月1回まで） お茶会（100円×人数）または食事会（300円×人数：年二回まで） 会場使用料（1回1000円まで）
- ・サロン活動保険の加入
- ・レク資材の貸出（輪投げ・ボーリングなど）
- ・資料の印刷製本
- ・外部講師の紹介、調整
- ・サロン立ち上げ支援（地域内にサロンを立ち上げるための相談・調整）
- ・各サロンの代表者及び協力員が集まり、情報交換を行う交流会または研修会を実施（年1回）

今後の事業展開

- ・新規サロンの立ち上げを支援する。

*26カ所のサロン登録 *R6.11.1時点

地域住民に対してサロン活動の魅力、効果を伝え、各地区での活動の展開につなげるための協力者をふやす。広報活動にも力を入れる。

- ・協力員のフォローアップ

サロン活動の情報提供や協力員向けの研修を企画する。今後も住民同士の交流の場となるサロンが継続的に実施できるように相談の機会を増やす。

- ・事務局のサロン訪問（現状を知る為、サロンの声を聞く）

5カ年の事業展開：(検討開始○、実施☆、見直し△、廃止■)

内容／年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
立ち上げ支援の継続	☆	☆	△	☆	☆
協力員のフォローアップ	☆	☆	△	☆	☆
実施要綱の見直し	○	☆	△	☆	☆

事業の評価方法：

新規登録サロン数、活動サロン数

事業名：配食サービス事業

【財源：町受託金】

担当者：地域福祉係 村松 成美

取り組み目標：人々の生活に必要なサービス提供及び体制の確保

事業の目的と具体的な内容

(目的)

概ね65歳以上の人々暮らし高齢者、高齢者世帯や障がい者世帯で調理困難な世帯を対象に食事の確保と安否確認を行う。

(内容)

- ・実施日：月曜日～金曜日の昼食（祝祭日は除く）
- ・調理業者：魚善（R6年～）月曜日～火曜日
竹田屋 水曜日～金曜日
- ・配達業者：ショウエイ
- ・調理業者、配達業者、配達ボランティアへの連絡調整や情報共有等
- ・月1回、配食サービス関係者打ち合わせ会を開催（調理業者、配達業者、役場福祉課社会福祉係、役場いきいき健康課管理栄養士）
- ・配達ボランティアの弁当試食（年1回）

今後の事業展開

- ・作業効率等を考慮しながら献立の見直しを続けていく。
- ・見守り内容については継続的に検討をする。
- ・関係者等の意見を参考に、町担当と事業の内容について見直しをする。

5カ年の事業展開：(検討開始 ○、実施 ☆、見直し △、廃止 ■)

内容 / 年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
献立の見直し	☆	☆	☆	☆	☆
見守り内容の検討	☆	☆	☆	☆	☆
事業の見直し	☆	☆	☆	☆	☆

事業の評価方法：

- ・利用者やその支援者の意見（利用者と顔を合わせる機会が一番多い配達業者から利用者の声を聞き、現状のサービスで良いか確認する）
- ・調理業者や配達業者の意見（配食サービス打ち合わせ会で確認する）

事業名：訪問介護事業（ホームヘルプ）

【財源：介護報酬・利用者負担金】

担当者：上田直子・深沢茂美

取り組み目標：人々の生活に必要なサービス提供及び体制の確保

事業の目的と具体的な内容

(目的) 要介護、要支援状態にある利用者に対し、適切な訪問介護を提供する

(内容)

要介護、要支援状態にある利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う

- ・介護保険法に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。
- ・利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。
- ・利用者の必要な時に必要な福祉サービスの提供ができるよう努める。

今後の事業展開

- ・介護保険制度の改正、3年ごとの介護報酬の改定があり、その結果に基づき必要な見直しを行う。(安定した利用者の確保、安心して働ける場として、介護部門の連携の促進)
- ・町、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める・
- ・職員の資質向上に向けた研修及びヘルパー会議を行う。(情報共有、感染予防の研修)
- ・地域福祉の拠点として、人材の育成を行う。
- ・人材の確保・担い手の拡大(介護職員・登録ヘルパー雇用の延長、介護事業所内人事異動、退職者の再雇用)
- ・「こまりごと手伝い隊」との連携(ヘルパー業務外の支援、連携)
- ・利用者、家族とより良いコミュニケーションが保持できるよう心がける(信頼関係の構築)

5カ年の事業展開：(検討開始 ○、実施 ☆、見直し △、廃止 ■)

内容 / 年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
制度改革の情報収集・検討	☆	☆	☆	☆	☆
関係機関、団体との連携	☆	☆	☆	☆	☆
こまりごと手伝い隊との連携	☆	☆	☆	☆	☆

事業の評価方法：

こまりごと手伝い隊との連携人数、ヘルパー会議の着実な開催(1回/月)

事業名：通所介護事業（デイサービス）

【財源】介護報酬・利用者負担金】

担当者：上田直子・水上千恵子

取り組み目標：人々の生活に必要なサービス提供及び体制の確保

事業の目的と具体的内容

(目的)

利用者が自らの生活の楽しさを感じていただけるように、そして介護者の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(内容)

利用者が可能な限り普通の生活を営むことへの支援を基本とし、利用者個々の通所介護計画に沿って送迎食事の提供、入浴介助、機能訓練その他必要なサービスを提供する。

- ・サービスの提供（定員 25 名）

営業日 月曜日から土曜日 12月29日～1月3日までを除く。

営業時間 午前8時30分から午後5時15分

サービス提供時間 午前9時15分から午後3時15分（サロン利用者）

午前9時15分から午後4時15分（総合事業対象者・介護1～5）

サービス提供地域 市川三郷町全域

- ・介護保険法に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。

- ・利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。

今後の事業展開

- ・感染対策を行いながら、地域福祉の拠点としての交流の場を提供し、地域のボランティアの受け入れ、学校の施設訪問の受入を行っていく。
- ・福祉の担い手づくりとして、中学生の職場体験の受け入れや実習生の受け入れを行う。
- ・介護部門の連携。
- ・介護保険制度の改正、3年ごとの介護報酬の改定があり、その結果に基づき必要な見直しを行う。また、高齢者虐待防止及びBCPの研修の実施。

5カ年の事業展開：(検討開始 ○、実施 ☆、見直し △、廃止 ■)

内容 / 年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
中学生職場体験の受入・実施	☆	☆	☆	☆	☆
関係機関、団体との連携	☆	☆	☆	☆	☆
制度改革の情報収集・研修の実施	☆	☆	☆	☆	☆

事業の評価方法：ボランティア受け入れ人数

事業名：高齢者生きがい活動支援通所事業（ミニデイサービス）

【財源：町受託金】

担当者：地域福祉係 川崎 努

取り組み目標：人々の生活に必要なサービス提供及び体制の確保

事業の目的と具体的な内容

（目的）

高齢者の要介護状態への移行の防止を目的とした、趣味活動

（内容）

施設への送迎の後、昼食や適度な休憩をはさみながら、夕方まで過ごしていただく「自立高齢者」が対象の為、職員による介助は行わないが、有事の際の連絡体制は構築している。

今後の事業展開

利用者の要介護状態との線引きが曖昧な点や。介護保険・総合事業によるデイサービスも政策として行われており、重複する部分があるので、シニアクラブ活動の充実と介護保険制度のデイサービスで住み分けが出来れば、事業の方向性について検討が必要。

5カ年の事業展開：（検討開始 ○、実施 ☆、見直し △、廃止 ■）

内容／年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
ミニデイサービスの実施	☆	☆	☆	☆	☆
検討		○			

事業の評価方法：

必要に応じ利用者・家族から意見聴取を行う。

事業名：家族介護用品支給事業

【財源：町受託金】

担当者：地域福祉係 川崎 努

取り組み目標：人々の生活に必要なサービス提供及び体制の確保

事業の目的と具体的内容

(目的)

誰もが安心に暮らせるように介護用品（消耗品）の助成を行い、介護負担の軽減を行う

(内容)

対象者の選定を行った上で年2回、提出された領収書を精査し、助成金を振り込んでいく

今後の事業展開

助成対象・内容については町福祉係と精査を充分に行い、不公平のないように対応していきたい

5カ年の事業展開：(検討開始 ○、実施 ☆、見直し △、廃止 ■)

内容／年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
対象の精査 選定 助成	☆	☆	☆	☆	☆

事業の評価方法：

必要に応じ、住民から意見聴取を行う

事業名：福祉車輌・福祉用具貸出事業

福祉車輌【財源：町補助金・利用料】、福祉用具【財源：利用料】

担当者：総務係 近藤 真弓

取り組み目標：人々の生活に必要なサービス提供及び体制の確保

誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり

事業の目的と具体的内容

(目的)

福祉車輌や福祉用具の貸し出しにより、介護が必要な方の日常生活の利便性を図るとともに、社会参加の機会の提供、また介護者の負担を軽減する。

(内容)

【福祉車輌】町内に居住している車いすで生活している方に対して、1日を単位に貸出を行う。

【福祉用具】車いす14台、ベッド4台を要介護認定1以下の方を対象に貸出する事業。
(介護認定2以上は、介護保険で借りられるため)

なお、介護度2以上でも介護用品の申請中、介護保険対象外の年齢、病院からの一時退院などでその都度借りたい方にも配慮したサービスをしている。

今後の事業展開

定期的に広報しているが、この事業をまだ知らない方も多いので、ケアマネ連絡会などでも周知を行い、様々な方法で広報していく。

福祉用具については、保管スペースが一杯になってきたので、定期的に状態を把握し、入れ替えを行う。

5カ年の事業展開：(検討開始○、実施☆、見直し△、廃止■)

内容／年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
町民への周知	☆	☆	☆	☆	☆
福祉用具の在庫の見直し	☆	☆	☆	☆	☆

事業の評価方法：利用回数、事業を知ったきっかけの把握

事業名：福祉バス運営事業

【財源：町補助金】

担当者：事務局長 村松 雅司

取り組み目標：人々の生活に必要なサービス提供及び体制の確保

事業の目的と具体的内容

(目的)

社会福祉協議会の諸事業及び役場に関する各種団体、町内小中学校が自主活動や研修、学校行事等を実施する場合の移動手段として福祉バスを運行し支援する。

(内容)

- ・バスの運行管理、点検を株式会社三交に委託
- ・福祉バス使用料（運転手報酬）
　県内 18,000円 県外 25,000円
- ・バス乗車定員 41名 内訳：座席33名 補助席7席 ガイド席1席
- ・使用：社会福祉協議会の諸事業、役場担当課が支援する事業、小中学校（10校）

○福祉バス運行実績

R4年度 131回 / R5年度 124回 / R6年度 130回

今後の事業展開

- ・バス運行継続のための使用細則の検討
- ・福祉バスを活用した社協事業のPR
- ・町役場のバス一括管理の検討（財政課との話し合い）
- ・災害時に対応できるバス運行の検討（防災課との話し合い）

5カ年の事業展開：(検討開始 ○、実施 ☆、見直し △、廃止 ■)

内容 / 年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
町役場のバス一括管理の検討	○	○☆	△	○	○
災害時に対応できるバス運行の検討	○	○☆	△	○	○

事業の評価方法：

使用団体へのアンケート調査

事業名：共同募金協力事業
【財源：共同募金】

担当者：総務係 向山 凜音

取り組み目標：誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり

事業の目的と具体的な内容

(目的)

10月1日から全国的に展開する赤い羽根共同募金運動に各世帯・町内の企業・小中学校等に協力をいただき、集められた募金を社会福祉事業やボランティア事業等に活用する

(内容)

- ・5月 翌年度事業の配分申請（はねっとの入力）
- ・8月 前年度共同募金の精算報告書作成
- ・10月1日～翌年3月31日まで募金展開
 - 家庭募金の依頼（各戸）、街頭募金（PRキャンペーン）、募金箱の設置
 - 大口募金（町内企業へ依頼）、職場募金（役場職員、社協職員）
 - 共同募金会市川三郷町分会通信の発行、小中学校への募金協力依頼
- ・新キャラクターを活用した募金の周知、募金の展開

年 度： R4 年度 R5 年度 R6 年度

目 標 額： 3,177,000 円 3,177,000 円 3,095,000 円

実 績 額： 3,414,110 円 3,389,000 円



市川三郷町分会キャラクター
神明紙織（しんめい しおり）

今後の事業展開

- ・新デザインキャラクターを活用した募金展開
- ・募金実績額に合わせた配分事業の見直し
- ・共同募金活用方法周知の展開の検討

5カ年の事業展開：(検討開始 ○、実施 ☆、見直し △、廃止 ■)

内容 / 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
キャラクターを活用した募金展開	○☆	☆	△☆	☆	☆
配分事業の適切な見直し	○☆	○☆	☆△	○☆	○☆
募金活用方法周知展開の検討	○☆	☆	△☆	☆	☆

事業の評価方法：

家庭募金の協力件数、配分事業の返還金の有無

事業名：歳末たすけあい事業

【財源：共同募金】

担当者：総務係 向山 凜音

取り組み目標：誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり

事業の目的と具体的な内容

(目的)

町内で介護されている65歳以上の在宅寝たきり高齢者（屋内の生活になんらかの介助を要し、日中もベッド上の生活が主であるが座位を保つ状態（車いすに移乗し食事、排せつはベッドから離れて行う。）また、一日中ベッドで過ごし排せつ、食事、着替えにおいて介助を要する状態

※通所サービス・短期入所を利用している方は対象（長期入所・入院は対象外）に一人3千円の見舞金を民生委員児童委員の協力をいただき訪問し贈呈する。

(内容)

- ・9月 民生委員児童委員に担当地区に対象者がいるかを確認
- ・基準日は12月1日とし見舞金の対象者に各担当の民生委員児童委員の協力により、見舞金の配布を行う。

年 度：	R4 年度	R5 年度	R6 年度
対象人数：	45名	38名	42名

今後の事業展開

- ・各支部の民生委員児童委員との連携

5カ年の事業展開：(検討開始 ○、実施 ☆、見直し △、廃止 ■)

内容 / 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
民生委員児童委員との連携	☆	☆	☆	☆	☆

事業の評価方法：

事業協力者（民生委員児童委員）や利用者から事業内容について意見を聞く

事業名：行旅人事業

【財源：自主財源】

担当者：総務係 近藤 真弓

取り組み目標：誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり

事業の目的と具体的な内容

(目的)

行旅途中において所持金の消費又は紛失などにより、旅費等に困窮している行旅困難者に対し、交通費を貸し付けする。

(内容)

行きずりのため知り合いが無く、誰からも旅費が借りられない方が市川三郷町社会福祉協議会に来られた場合に、500円の貸し付けを行う。

今後の事業展開

- ・利用者は減少傾向にあるが、広域的に人が暮らし続けるための支援として、今後もこの形で行いたい。
- ・現状況を聞き取り、対象者が目的としている地域に戻り、生活を持続していくための中間的な支援をしていく。
- ・実施要綱を平成30年度に作成し、平成31年度から要綱に則り事業展開している。H28年度に貸付者に貸付に至る経緯等の聞き取りを行ったことで返済があった例もあるので、今後も貸付者への丁寧なヒアリングを行う。

5カ年の事業展開：(検討開始 ○、実施 ☆、見直し △、廃止 ■)

内容 / 年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
貸付者のヒアリング	☆	☆	☆	☆	☆

事業の評価方法：貸付件数、償還件数（目的地への到達）

事業名：こまりごと手つだい隊

【財源：自主財源・町補助金】

担当者：地域福祉係 鷹野 梓

取り組み目標：誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり
住民との協働による問題解決の仕組みづくり

事業の目的と具体的な内容

(目的)

高齢者及び障害者が住み慣れた場所で、自分らしく暮らしていくために、住民同士の支え合い、助け合い活動の推進を図ることを目的とする。

(内容) *令和元年10月から六郷地区、令和2年4月から全地区を対象に実施

対象者：他のサービス、家族等の支援が受けられない、65歳以上の高齢者のみの世帯に属する者、心身に障害がある者、社協会長が必要と認めた者

⇒ 利用者、活動者双方ともに社協に事前登録が必要となる

活動内容：家事支援（ゴミ出し・分別、買い物代行、掃除、洗濯や布団干し、取り込み）

生活支援（話し相手、灯油の入れ替え、荷物の移動、電球交換、庭の草取り等）

利用料金：30分単位 300円、交通費 100円（活動者が自家用車を使用する場合）

1日の活動は2時間まで（午前8時30分から午後5時）

実績：利用登録者：R3年度 28名 R4年度 39名 R5年度 48名

活動登録者：R3年度 22名 R4年度 26名 R5年度 21名

活動件数：R3年度 35件 R4年度 51件 R5年度 60件

今後の事業展開

- ボランティア養成講座の実施：活動者を増やすため、ボランティア養成講座を行う。企業や学生等に声をかける。
- 活動者のフォローアップ：活動登録者同士の意見交換を行い、活動への参加継続を図る
- 実施要綱の見直し：相談内容や利用実績等をふまえ、行政や協議体構成員と要綱等の見直しを行う。

5カ年の事業展開：(検討開始 ○、実施 ☆、見直し △、廃止 ■)

内容 / 年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
ボランティア講座の実施	☆	☆	△	☆	☆
実施要綱の見直し	○	☆	☆	☆	△

事業の評価方法：

利用実績（年間50件を目標値とする）、活動登録者数（30人以上を目標値とする）

事業名：生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター配置事業)

【財源】：自主財源

担当者：地域福祉係 佐野 泰史

取り組み目標：住民との協働による問題解決の仕組みづくり

地域福祉の担い手育成・ボランティア団体等の支援

事業の目的と具体的内容

(目的)

地域共生社会の実現に向け、住民同士が支え合うことの意義を理解し、多様な助け合い、支え合い活動を広めていく。また、地域全体で支え合い活動を考え、始める手法として、各地区における協議体活動（皆で地域が良くなる活動を楽しく考える場）を通した「地域づくり」を進め、住民同士が支え合う体制を構築する。

(内容)

- ・生活支援コーディネーター (SC) の配置 (第1層 SC1名・第2層 SC3名)
支え合いを広めるため、地域資源の把握と開発、ネットワーク形成等を行う
- ・協議体活動への支援
市川三郷町にあつたらいいな！をつくる会議 (第1層協議体の開催)
各地区における支え合いを考える会の実施 (三珠・市川・六郷)
各地区における協議体設置に向けたサポート (説明会等の実施)
- ・支え合いについて考える (地域支えあいフォーラムの開催)

今後の事業展開

- ・市川三郷町にあつたらいいな！をつくる会議、各地区の支え合いを考える会の実施
住民同士が支え合いについて継続的に話し合う場をコーディネートする
- ・各地区における協議体活動の推進 (第3層協議体設置) *設置数2カ所 (高田・下大鳥居)
より住民に身近なエリアで支え合い活動が推進するよう各地区で説明会等を開催する
- ・行政との連携及びSCによるアウトリーチの強化
定期的に行政との話し合いの場を設ける。SCが地域に出向き、情報収集等を図る

5カ年の事業展開：(検討開始 ○、実施 ☆、見直し △、廃止 ■)

内容 / 年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
事業推進への体制整備	○	☆	△	○	○
第3層協議体の設置	○☆	☆	△	☆	☆

事業の評価方法：

第3層協議体数の増加、住民同士の支え合い活動の創出 (継続的に話し合う場をつくる)

事業名：災害支援事業（ボランティアセンター運営事業）

【財源】共同募金

担当者：地域福祉係 佐野 泰史

取り組み目標：災害時に助け合いが出来る仕組みづくり

事業の目的と具体的な内容

（目的）

大規模災害時、社協では被災された住民の声を聞き、一日でも早い生活再建や住民の日常生活における支援等を行うことになっている。なかでも災害ボランティアセンターを設置し、県内外から駆け付けるボランティアの力を地域の復旧、復興の力に変えることが求められる。平時から住民の災害、防災への意識の向上を図る。

（内容）

- ・災害ボランティアセンター運営協力員養成講座
- ・災害ボランティアセンター設置運営訓練
- ・災害、防災意識の向上に向けた講座等の企画
- ・他機関との連携協働（災害支援ネットワークの構築）

今後の事業展開

・各種講座、訓練等の実施

災害、防災への意識の向上、災害ボランティアセンターの運営協力員の確保等を目的に各種講座や訓練等を実施する

・災害ボランティアセンターの設置場所の検討（サテライト含む）

町と情報共有を図りながら、災害ボランティアセンターの設置場所（サテライト含む）の検証等を行う

・災害支援ネットワークの構築

災害時に住民から寄せられる多様な相談に対応出来るように、ボランティア団体、企業、NPO等との平時からのネットワーク作りに取り組む

5カ年の事業展開：（検討開始 ○、実施 ☆、見直し △、廃止 ■）

内容 / 年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
センターの設置場所の検討	○☆	☆	☆	☆	☆
災害支援ネットワークの構築	○☆	☆	△	☆	☆

事業の評価方法：

センターの設置場所の検討（町との協定締結）、災害支援ネットワークの形成

事業名：災害ボランティアセンター運営協力員連絡会事業（ボランティアセンター運営事業）

【財源】：自主財源

担当者：地域福祉係 佐野 泰史

取り組み目標：災害時に助け合いが出来る仕組みづくり

事業の目的と具体的な内容

（目的）

連絡会は、災害、防災に関する活動に取り組み、関係機関と連携を取りながら、安心、安全のまちづくりにつなげることを目的に活動している。

（内容）

- ・毎月第3火曜日の午後7時30分から町生涯学習センターで定例会を行っている。
- ・災害、防災に関する研修会の企画実施や町のイベント等にベースを設置し、住民の災害、防災意識の向上に努めている。
- ・社協主催の災害ボランティアセンター運営協力員養成講座、災害ボランティアセンター設置運営訓練等に協力している。

今後の事業展開

- ・各団体等との交流

町内の各種団体、学校、住民の自主グループなどに対して、交流の機会を設け、研修などで学んだ知識や技術等を伝える

- ・連絡会の周知活動

町のイベント等で連絡会の活動のPRを行い、新規の会員の確保につなげる

5カ年の事業展開：（検討開始 ○、実施 ☆、見直し △、廃止 ■）

内容 / 年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
連絡会の周知活動	○☆	☆	△	☆	☆
各団体等との交流	○☆	☆	△	☆	☆

事業の評価方法：

連絡会の会員数の増加

事業名：シニアクラブ（老人クラブ連合会）事業

【財源：町補助金・自主財源】

担当者：地域福祉係 佐野 泰史

取り組み目標：地域の人と人がつながる機会づくり

事業の目的と具体的内容

(目的)

会員は概ね60歳以上の方を対象とし、シニアクラブ活動の中で仲間づくりを通して生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を活かし、豊かにする社会活動に取り組む。

(内容)

主にスポーツ活動（輪投げ、グラウンドゴルフ、ゲートボール）、芸術活動（作品展）、環境美化活動（花植え、社会奉仕）、親睦旅行等を通して、会員同士の交流を深め、役割や生きがいづくりを目的に活動している（健康、友愛、奉仕活動）

今後の事業展開

・会員増加に向けた周知活動等の強化

高齢者の集う場所（いきいきサロン・ミニデイサービス等）で活動等の周知を図る

・組織体制の見直し

市川三郷シニアクラブの組織体制の見直しを図る。各地区（市川・三珠・六郷）の活動内容を精査し、会員の活動参加への意欲の向上、役員の負担減少等を進める

・社会奉仕活動等への参加

町役場、公園、病院等の公共施設の環境整備（清掃・花植え等）をシニアクラブの会員で行うなど、地域社会への貢献活動を検討する

5カ年の事業展開：(検討開始 ○、実施 ☆、見直し △、廃止 ■)

内容 / 年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
周知活動	○☆	☆	☆	○	☆
組織体制の見直し	○☆	☆	☆	○	☆

事業の評価方法：

各事業への参加人数の増減

事業名：ねんりんピック事業

【財源：町補助金】

担当者：事務局長 村松 雅司

取り組み目標：地域の人と人がつながる機会づくり

事業の目的と具体的内容

(目的)

60歳以上の高齢者を中心にスポーツや趣味による健康づくりや生きがいづくりの機会として各種目に参加する。また高齢者の孤立防止のため、仲間づくりの機会にもしていく。

(内容)

○回覧チラシにより参加選手募集

- ・ジョギング
- ・テニス
- ・グラウンドゴルフ
- ・ペタンク
- ・輪投げ
- ・クイズウォーキング
- ・ラージボール卓球
- ・バウンドテニス
- ・ソフトバレー
- ・囲碁
- ・ゲートボール

※輪投げ選手は、シニアクラブで選考する。

ゲートボールはシニアクラブで予選会を開催し県代表チームを決定する。

○バスによる選手送迎

【参加者数】

R4年度：19名／R5年度：75名／R6年度：65名

今後の事業展開

- ・参加選手の移動手段の確保（バスによる送迎）
- ・高齢者の社会参加への促進
- ・体験会を通して、参加していない種目への出場を目指す（クイズウォーキング等）

5カ年の事業展開：（検討開始 ○、実施 ☆、見直し △、廃止 ■）

内容 / 年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
参加者の移動手段の確保	☆	☆	☆	☆	☆
高齢者の社会参加の促進	☆	☆	☆	☆	☆

事業の評価方法：

いきいき山梨ねんりんピック各種目への参加者増減比較

事業名：社会福祉大会事業（まちふえす in 市川三郷）

【財源：共同募金】

担当者：地域福祉係 村松 成美

取り組み目標： 地域の人と人がつながる機会づくり

事業の目的と具体的な内容

（目的）

○社会福祉大会事業

本町社会福祉の発展に功績のあった方々を表彰し感謝の意を表すとともに、会員の皆様に社会福祉協議会を知ってもらう機会とする。

○まちふえす in 市川三郷

地域関係の希薄化が進む中、年1回社協関係者や町で活動されている方々等にご協力いただき、町民同士のつながりを広げる機会とする。また、子どもから高齢者、障がいのある方までもが交流出来る場の提供。

（内容）

- ・社会福祉の発展に功績のあった個人、団体に感謝状の贈呈を行う。
- ・ボランティア団体や町で活動されている方々と協力して体験型イベントや作品展示などを行い、誰もが気軽に参加出来るイベントを企画する。
- ・アンケート等を行い、社協に対する理解度やイベントの満足度を調査する。

※参加者数

R4年度 106名 R5年度 200名 R6年度 400名

今後の事業展開

- ・社会福祉大会（表彰、式典、講演）⇒開催方法や内容の検討
- ・イベント内容の検討 ⇒他事業と連携し社協らしい内容も入れ込む
- ・社協とイベントのPR

5カ年の事業展開：（検討開始 ○、実施 ☆、見直し △、廃止 ■）

内容 / 年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
社会福祉大会	☆○	☆	☆△	☆	☆△
イベントの内容検討	☆△	☆	☆△	☆	☆△
イベント（社協）のPR	☆△	☆	☆△	☆	☆△

事業の評価方法：

参加者数

事業名：高齢者交流グラウンドゴルフ大会（市川三郷町シニアクラブ事業として実施）

【財源】共同募金

担当者：総務係 向山 凜音

取り組み目標：地域の人と人が繋がる機会づくり

事業の目的と具体的内容

(目的)

健康増進や生きがいづくり、また、高齢者がスポーツを通じて会員相互の親睦を深めることによる高齢者福祉の増進。

(内容)

- ◎毎年10月に市川三郷町内のグラウンドで開催
- ・各地区シニアクラブより48名の参加者を募集する

今後の事業展開

- ・高齢者の孤立防止や人が集まる機会づくりに向けて、事業を継続できるよう内容を検討していく。
- ・各シニアクラブとの連携による事業展開
- ・市川三郷町シニアクラブ事業として実施（R8～）

5カ年の事業展開：(検討開始 ○、実施 ☆、見直し △、廃止 ■)

内容 / 年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
事業内容の検討	☆	■	■	■	■
シニアクラブとの話し合い	☆	■	■	■	■

事業の評価方法：

参加者から感想及び意見を聞く

事業名：ボランティアセンター運営事業

【財源：自主財源】

担当者：地域福祉係 佐野 泰史

取り組み目標：地域福祉の担い手育成・ボランティア団体等の支援

事業の目的と具体的な内容

(目的)

地域住民のボランティア活動の相談窓口として、ボランティア活動への参加のきっかけづくり、ボランティアに関する情報の収集及び発信、また、各種講座やボランティア活動に関する研修会等を企画し、活動の充実のための支援を行う。

(内容)

- ・ボランティアの相談、紹介、調整（ボランティアコーディネート）
- ・各種講座の開催（ボランティア体験、入門講座、サマースクール等）
- ・小中学校等における福祉講話、体験等の実施（福祉教育の推進）
- ・ボランティアに関する情報の収集、発信（ボランティアボード、通信等の発行）
- ・ボランティア連絡協議会（事務局）
- ・ボランティアグループ、団体の支援（保険加入及び活動への助成等）
- ・災害時における支援（災害ボランティア関係等）

今後の事業展開

- ・ボランティアセンターの拠点整備（周知啓発等）
- ・ボランティアの受け入れ可能な施設、団体等を募集する
- ・若者（高校生・大学生等）がボランティアに参加できる機会をつくる
- ・ボランティア通信の発行、ボランティア相談に関する記録化

5カ年の事業展開：(検討開始 ○、実施 ☆、見直し △、廃止 ■)

内容 / 年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
ボランティアセンターの拠点整備	○☆	☆	☆	○	☆
ボランティア通信の発行	○☆	☆	☆	○	☆

事業の評価方法：

ボランティアセンターの利用人数、相談件数等を把握するための記録化を図る
年2回、ボランティア通信を発行する

事業名：ボランティア連絡協議会事業（ボランティアセンター運営事業）

【財源】自主財源・共同募金】

担当者：地域福祉係 鷹野 梓

取り組み目標：地域福祉の担い手育成・ボランティア団体等の支援

事業の目的と具体的内容

（目的）

誰もが楽しく、ボランティア活動に参加できるように、町内のボランティア相互の連携と活動の促進を図ることを目的に活動を行う。

（内容） *町内で活動するボランティア団体等で構成（29団体） *R6年10月現在

- ・総会の実施
- ・役員会、委員会（各団体の代表による会議）、交流会や研修会の実施
- ・加入団体間の情報収集、情報発信、活動助成（共同募金）
- ・ボランティアフェスティバルの実施または、既存イベントへ参加し周知

（加入団体） R3年度（30団体）、R4年度（30団体）、R5年度（29団体）

今後の事業展開

- ・新規加入団体の促進

ボランティア連絡協議会の目的、活動内容を再確認し、新規加入団体を増やすための周知、広報等を検討する。

- ・加入団体の活動及び当会のPR

町内のボランティア活動の推進、加入団体の活動PRの場として既存のイベント等へ参加を検討する。

- ・ボランティア連絡協議会の活動強化、周知

各団体同士が協力し合い、会全体で取り組める活動等を検討する。また、各団体の活動の周知を図るため、団体ガイドブックの更新、見直しを行う。

5カ年の事業展開：（検討開始 ○、実施 ☆、見直し △、廃止 ■）

内容／年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
新規加入団体の促進	☆	☆	☆	☆	☆
会全体の活動強化、周知	○	☆	△	☆	☆

事業の評価方法：

新規加入団体を増やす

事業名：ボランティア団体活動実施助成事業（ボランティアセンター運営事業）

【財源：共同募金】

担当者：総務係 向山 凜音

取り組み目標：福祉の担い手育成・ボランティア団体の支援

事業の目的と具体的な内容

（目的）

- ・共同募金で「やりたいを実現する」を応援するために地域の居場所づくりや多世代間での交流活動をしている団体に活動費の助成を行う。
- ・学校の予算内で賄えない自主活動【ボランティア活動、福祉講話、環境美化活動等】を実施するために有効活用していただく。

（内容）

【地域で活動をしている団体への助成】

- ・いきやり会開催事業
- ・ボランティア団体助成事業
- ・子ども、若者支援事業
- ・障がい者団体助成事業（1団体：ひまわりの会）

【小中学校への助成】

- ・小中学校からの申請受付（各学校担当者を集め助成金の説明会を実施し5万円を助成）
- ・助成金交付
- ・事業実施後精算報告の提出

今後の事業展開

- ・各学校の助成金の使途の情報交換
- ・社協事業との連携
- ・地域の方を交えての事業展開の協力・支援
- ・赤い羽根通信への協力（助成事業へのPR）

5カ年の事業展開：（検討開始 ○、実施 ☆、見直し △、廃止 ■）

内容 / 年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
地域を交えての事業展開の協力・支援	○☆	☆	☆△	☆	☆
赤い羽根通信	○☆	☆	☆△	☆	☆
助成団体へのヒアリング	○☆	☆	☆△	☆	☆

事業の評価方法：

- ・各事業の精算報告の内容確認（対応課題が達成されているか）

事業名：福祉教育推進事業（ボランティアセンター運営事業）

【財源】：自主財源

担当者：地域福祉係 佐野 泰史

取り組み目標：地域福祉の担い手育成・ボランティア団体等の支援

事業の目的と具体的内容

（目的）

社会福祉協議会では、年齢や種別、病気や障がいの有無を問わず、「ともに生きる力」を育むための福祉教育を推進している。主に学校現場においては、福祉体験や福祉講話を通して、高齢者及び障がい者への理解を深め、コミュニケーションの方法を学んだり、障がいの特性や生活状況等を理解することを目的に実施している。

（内容）

学校や各種団体等からの依頼（相談）を受け、福祉体験及び講話等を実施する

- ① 福祉体験（高齢者疑似体験、車いす体験、アイマスク体験、福祉用具体験等）
- ② 福祉講話（聞こえない方、盲導犬ユーザー、車いす利用者からの講話、社協職員から
　　福祉の仕事や魅力等についての話）

今後の事業展開

- ・地域における福祉教育の推進

小中学生に限らず、広く住民向けに、福祉について学べる機会（場）を企画する。

- ・広報周知及び内容等の検討

社協HP、広報紙、学校訪問等を行い、福祉体験や講話の様子を伝える。

5カ年の事業展開：（検討開始 ○、実施 ☆、見直し △、廃止 ■）

内容 / 年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
地域における福祉教育の推進	○☆	☆	△	☆	☆
福祉教育の周知	○☆	☆	△	☆	☆

事業の評価方法：

福祉体験及び講話の機会を増やす、地域の中で福祉について学べる場を企画する

事業名：実習生の受け入れ事業

【財源】：自主財源

担当者：地域福祉係 佐野 泰史

取り組み目標：地域福祉の担い手育成・ボランティア団体等の支援

事業の目的と具体的内容

(目的)

主に相談支援を担う社会福祉士の資格取得を目指す学生の指定実習先として、学びの場を提供し、将来の福祉の担い手を育成する。

(内容)

原則、県内の大学からの学生を受け入れ、実習を行う *実習指導者 2名

- 受入れ人数

(学校側と要相談)

- 実習内容

(社協事業の見学や体験、関係者会議に同席、施設実習、個別、地域アセスメント実施等)

今後の事業展開

- 実習内容の検討

学生が作成する実習計画と実習内容を上手くマッチングできるように、大学教員から指導助言を受け、社協事務局内で実習生の受け入れに対する役割分担を明確化する。

- 県内社協の実習指導者との意見交換、情報共有の場を作る。

県内社協の実習受け入れ状況及び実習プログラムを参考にしながら、より質の高い実習が提供できるように実習指導者のスキルアップを図る。

5カ年の事業展開：(検討開始 ○、実施 ☆、見直し △、廃止 ■)

内容 / 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
実習内容の検討	○	☆	☆	○	○
情報交換の場を作る					

事業の評価方法：

毎年 2 名以上の実習生を受け入れる、県内社協の実習指導者との情報交換の場を作る

事業名：介護職員初任者研修事業

【財源：町受託金】

担当者：総務係 近藤 真弓

取り組み目標：地域福祉の担い手育成・ボランティア団体等の支援

事業の目的と具体的な内容

(目的)

介護職員の確保及び定着を図る観点から、町で初任者研修を実施することにより、介護就労者等を支援することを目的とする。

(内容)

- ・高齢者の身体介護・生活援助などの業務の仕事を希望している18歳以上の者
- ・研修終了後1年以内に、町内の介護事業所等において、介護等の業務に従事する者
上記の条件を満たした者が、介護職員初任者研修を受講することができる。

定員10名 週2回 火・金(全32回) 受講料は無料

但し、研修終了後1年以内に町内の事業所等において、3ヶ月以上継続して介護等の業務に従事した場合とする

○令和4年度 10名受講 ※1名事情により受講辞退

○令和5年度 6名受講 ※1名事情により受講辞退

今後の事業展開

町の広報、回覧、ライン等で募集を呼び掛けても受講の申し込みが少ない。

講座は、週2回約4ヶ月にわたり夜の講座で、職員が対応しなければならず、開催には労力がかかる。

※令和7年度 廃止

5カ年の事業展開：(検討開始 ○、実施 ☆、見直し △、廃止 ■)

内容 / 年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
令和7年度廃止	■				

事業の評価方法：

市川三郷町社会福祉協議会 ボランティアセンター事業（体系）について

社協では、住民一人ひとりのボランティアに関する意識や理解を高め、「参加する」「利用する」「学ぶ」「つくる」「つなげる」など様々な形でのボランティア活動の推進を図ることを目的に「ボランティアセンター」を設置しています

主なボランティアセンターの活動

① 相談・紹介・調整 ⇒ ボランティアセンター運営事業

ボランティア活動をしたい、ボランティアに来てほしいという双方の相談に応じ、両者が良い形で結びつくように紹介、調整を行います

② 活動支援 ⇒ ボランティアセンター運営事業、ボランティア団体活動実施助成事業

安心して活動ができるようにボランティア活動保険の加入手続きや助成金等に関する情報を提供し、各団体の活動の促進を図ります

③ ボランティア連絡協議会との連携 ⇒ ボランティア連絡協議会事業

町内のボランティア団体（個人）の相互の交流や活動の促進を目的に開設された「ボランティア連絡協議会」の事務局機能を担います

④ 各種ボランティア講座の開催 ⇒ 福祉教育推進事業

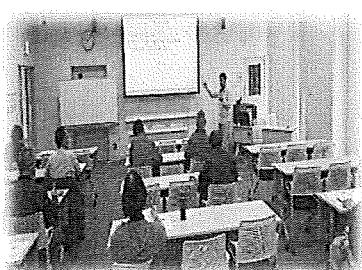
ボランティアへの興味、関心を高め、実際の活動に参加するきっかけづくり、必要な知識や技術を習得するため、各種ボランティア講座や福祉について学ぶ機会を提供します

⑤ 広報、啓発活動 ⇒ ボランティアセンター運営事業

ボランティアの募集や紹介、町内のボランティアに関する様々な情報を発信する目的で「ボランティア通信」を発行します

⑥ 災害時における支援 ⇒ 災害支援事業、災害ボランティアセンター運営協力員連絡会事業

大規模災害時、社協が中心となり、災害ボランティアセンターを設置し、個人の生活や地域の再建を図ります。また、災害ボランティアセンター運営協力員の養成講座等を行い、住民の参加、協力に基づき運営する「災害ボランティアセンター運営協力員連絡会」の事務局機能を担います



参加している会議一覧

町の会議			
No.	会議名	参加者	備考
1	地域ケア会議	社協職員	月1回
2	子育ち・子育て支援ネットワーク連絡会	社協職員	
3	高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク協議会	会長	
4	認知症と共に生きる希望づくり検討会	会長/社協職員	
5	徘徊SOSネットワーク全体会議	会長	
6	自立支援型地域ケア会議	社協職員	
7	民生委員児童委員協議会	社協職員	
8	手話施策推進会議	社協職員	
9	地域密着型サービス運営協議会	会長	
10	包括支援センター運営協議会	会長	
11	要保護児童対策地域協議会	会長	
12	健康づくり推進協議会	会長	
13	地域公共交通会議	会長/社協職員	
14	地域福祉計画・障がい者計画策定委員会	会長/社協職員	
15	介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会	会長/介護職員	

県社協の会議			
No.	会議名	参加者	備考
1	生活困窮者自立支援事業連絡会議	社協職員	
2	市町村社会福祉協議会 会長・事務局長会議	会長・事務局長	
3	日常生活自立支援事業 専門員連絡会議	専門員	
4	日常生活自立支援事業 契約締結審査会	専門員	

県共募の会議			
No.	会議名	参加者	備考
1	山梨県共同募金会 配分委員会	事務局長	

峡南地区の会議			
No.	会議名	参加者	備考
1	峡南地区 事務局長会議	事務局長・次長	

その他の会議			
No.	会議名	参加者	備考
1	峡南圏域自立支援協議会	次長	

第4章 地域福祉活動計画の推進体制

○「市川三郷町地域福祉活動計画実施推進会議」の設置

本計画の確実な推進体制を確保するため、事務局長、所長、総務・地域福祉担当職員を構成員とし「市川三郷町地域福祉活動計画実施推進会議」を設置します。本計画で挙げられている取組みを実施していく際の具体的な手続きや方法を検討し、各部署の職員との連携のもと計画推進の中心的な役割を担います。また、必要に応じて、役場担当課職員及び関係者に出席を依頼します。

○「地域福祉活動計画実施推進担当」の設置

事務局に「市川三郷町地域福祉活動計画実施推進担当」を設置し、事務局長とともに本計画の推進にかかる各種会議・委員会の事務局を担当します。

○理事会・評議員会への報告

本計画の推進状況については、適宜、理事会・評議員会に報告し、必要な事項については審議に付します。

○「市川三郷町地域福祉活動計画進捗状況評価委員会」の設置

「市川三郷町地域福祉活動計画策定委員会」を「市川三郷町地域福祉活動計画進捗状況評価委員会」として、計画の進捗状況を外部から評価する仕組みを作ります。また、必要に応じて関係者に出席を依頼します。

○計画の中間見直し等

令和9年度は、計画の中間年にあたるため、市川三郷町地域福祉活動計画進捗状況評価委員会で計画全体の進捗状況の評価・検証を行います。また、年に1度進捗状況の報告を行います。